

団体傷害総合保険の ご案内

傷害総合保険

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

令和7年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので必ず本パンフレットをご確認ください。

毎日の安心のために・・・

皆さまにご加入を
オススメします!!



一般で加入
するよりお得な

10%
団体割引

おすすめ!

令和3年4月1日より宮崎県自転車条例で、自転車損害保険賠償責任保険の加入が義務化されました。

この団体傷害総合保険に付帯されている、個人賠償責任補償は、自転車事故の賠償にも対応しています。

※交通傷害プランを除きます。

保険契約者	公益社団法人 宮崎県医師会
加入対象者	公益社団法人 宮崎県医師会の会員
保険期間	令和7年11月1日午後4時から 令和8年11月1日午後4時まで 1年間
申込締切日	令和7年9月19日(金)
加入依頼書提出先	同封の加入依頼書にご記入のうえ、宮崎県医師協同組合までご提出ください。
お支払方法	令和7年10月から宮崎県医師会届出口座より毎月引去りとなります。(12回払)

2021年4月1日施行

宮崎県自転車条例

宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されました

自転車は車両です。
交通ルールとマナーを守って
安全に利用しましょう！



絶対にやめよう「ながら運転」

かさをさしながら



携帯電話を使用しながら



二人乗りしながら



努力義務

ヘルメットの着用

- 幼児用座席に幼児を乗車させるときは乗車用ヘルメットを着用させましょう
- 高齢者(70歳以上)は乗車用ヘルメットを着用しましょう

義務

自転車保険加入の義務化!!

- 自転車損害賠償責任保険等へ加入しなければなりません

自転車事故の 高額賠償事例

自転車乗車中の小学生が歩行者と衝突し歩行者が意識不明の重体となった事故

9,521万円
(平成25年7/4 神戸地方裁判所)

努力義務

自転車の点検整備

- 自転車の点検整備を定期的 to 実施しましょう



個人プラン、夫婦プラン、家族プラン、大型補償プラン

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガをされた場合等に下記の保険金をお支払いします。

交通傷害プラン

日本国内または国外において、**所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故**によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

（注）保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

基本補償部分

万が一の場合（死亡保険金・後遺障害保険金）

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり後遺障害が生じた場合にお支払いします（死亡の場合は死亡・後遺障害保険金額の全額、後遺障害の場合はその程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。）。

通院補償（通院保険金） 通院1日目から補償

事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院し医師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。（90日限度）
ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

個人賠償責任補償

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり（例：**自転車運転中の事故など**）、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。免責金額（自己負担額）はありません。

※被保険者（保険の対象となる方）は以下のとおりとなります。

- ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりず）。ただし、本人に関する事故にかぎりず。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりず）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりず。なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

入院補償（入院保険金） 入院1日目から補償

事故により入院された場合、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。（1,000日限度）

手術保険金

事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。
ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。

示談交渉サービス付 （日本国内のみ）

※交通傷害プランにはセットされません。

オプション補償

被害事故補償（被害事故補償保険金）

- 死亡の場合（逸失利益・精神的損害・葬儀費）
 - 後遺障害の場合（逸失利益・精神的損害・将来の介護料）
- 犯罪、ひき逃げによる事故等にあい、死亡されたり所定の重度後遺障害が生じた場合に、被害事故補償保険金を死亡・後遺障害保険金に上乘せしてお支払いします。
※自賠償保険等からの給付、加害者等からの賠償金等は差し引かれます。

介護補償（介護保険金）

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じ所定の要介護状態となった場合、事故の発生の日から181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対して介護保険金をお支払いします。
要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。

天災危険補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波およびこれらに随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷害を補償します。

携行品損害補償

偶然な事故により、被保険者（保険の対象となる方）の居住する建物外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
免責金額（自己負担額）は1事故につき3,000円です。

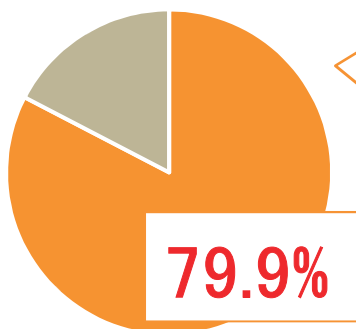
ご注意

- お支払いする保険金の額は保険期間を通じて携行品損害補償特約の保険金額が限度となります。
乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計5万円が限度となります。

あなたの日常にも潜んでいます！ 現代社会を取り巻くさまざまなトラブル

こどものいじめ

いじめを認知した学校数の割合



■ いじめを認知した学校数

出典：令和3年文部科学省初等中等教育局児童生徒課
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

全学校数のうち
約8割がいじめ
を認知していま
す！また、1校
当たりの認知件
数は**16.8件**に
上ります！

こどもがいじめにあい、
登校拒否の状態になった

相手方の対応が悪く、
誠実な対応をしてくれない

相手の親と
うまく話せるか
不安…



もし私たちのちからになってくれるものがあったら…

ストーカー被害

ストーカー事案の相談等



■ ストーカー事案の相談等件数

出典：警察庁生活安全局生活安全企画課・刑事局捜査第一課
「令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」

ストーカー事案は
6年連続約2万件
発生しています。

昔の交際相手から
ストーカー行為を
されている



自分だけで
相手を前にして
話すのは怖い…

どうしたらいいかわからず
パニックになってしまいそう

他にも…

SNSによる誹謗中傷

インターネット通販詐欺

通り魔被害

痴漢被害

など

さまざまなトラブルが潜む中… 法的トラブルについてはこのような声があります

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが 起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、
さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方 約6.5人に1人

出典:平成21年内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

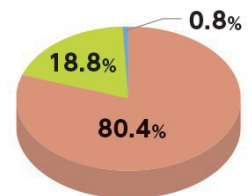
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、
専門家である「**弁護士**」に相談できたら安心です。でも…

Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」
という方が多いのが現状です。

相談できる弁護士がいない 80.4%
相談できる弁護士がいる 18.8%
わからない 0.8%

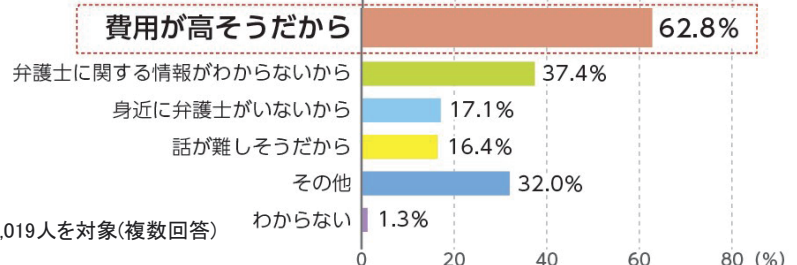


出典:平成21年内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」をもとに
損保ジャパンにて作成

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と
感じている人が約6割もいます。



出典:平成21年内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

みなさまの声にお応えして、

弁護のちからは

あなたのちからになります！



弁護士費用補償

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、**お子さま**(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

トラブルの当事者



次の④～⑤の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する**弁護士への各種費用が対象となります。

①人格権侵害(※2)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



④遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



②被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



⑤離婚調停(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



③借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。



以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など

- (※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。
- (※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。
- (※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

弁護士費用補償

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^(※)

1 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **200万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任に
かかった費用

× (100% - **自己負担割合 10%**)

2 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **5万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成にか
かった費用

- **自己負担額 (免責金額) 1,000円**

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払い事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15万円、報酬金 25万円



弁護士費用保険金のお支払い額
 $40万円 \times (100\% - 10\% (\text{自己負担割合})) = \underline{36万円}$

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**



法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
 $1万円 - 1,000円 (\text{自己負担額}) = \underline{9,000円}$

合計 36万9,000円をお支払い



金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

★ 相談できる弁護士が身近にいなくても安心! 「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

★ 「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

- (注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
- (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
- (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター: 【受付時間】24時間365日 0120-727-110

(注) 保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

個人賠償責任補償

被保険者の範囲: ご家族の皆さま^(※)



「安心・安全」な日常生活をおくるためには、賠償事故の加害者となってしまったときの備えも不可欠です。

国内・国外補償

示談交渉サービス付
《日本国内で発生した事故のみ》

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたこと、国内で受託した財物を壊したことや線路への立入りで電車等を運行不能にさせてしまったこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。自己負担額(免責金額)はありません。



(※)「ご家族の皆さま」とは次のとおりです。

- ① 被保険者本人 ② 本人の配偶者 ③ 本人またはその配偶者の同居の親族 ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。
- ⑥ ②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

(注) 保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

保険金額と保険料

(保険期間1年、職種級別A級、団体割引10%)

個人プラン

補償内容		保険金額			
本人のみ	死亡・後遺障害(万円)	3,000	2,788.6	2,000	1,902.2
	入院保険金日額(円)	20,000	15,000	15,000	9,000
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額(円)	15,000	10,000	10,000	5,000
個人賠償責任補償		3億円			
型タイプ		S1	S2	S3	S4
天災補償なし 月払保険料(円)		9,480	7,380	6,500	4,460
型タイプ		S1T	S2T	S3T	S4T
天災補償あり 月払保険料(円)		10,190	8,010	7,000	4,860

上記プランに「**弁護のちから**」を追加したプラン

型タイプ		L1	L2	L3	L4
天災補償なし 月払保険料(円)	弁護士費用 通算200万円限度(自己負担割合10%)	10,190	8,090	7,210	5,170
	法律相談・書類作成費用 通算5万円限度(自己負担額1,000円)				
型タイプ		L1T	L2T	L3T	L4T
天災補償あり 月払保険料(円)	弁護士費用 通算200万円限度(自己負担割合10%)	10,900	8,720	7,710	5,570
	法律相談・書類作成費用 通算5万円限度(自己負担額1,000円)				

補償内容		保険金額			
本人のみ	死亡・後遺障害(万円)	1,500	1,000	415.9	224.9
	入院保険金日額(円)	10,000	7,500	4,000	1,500
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額(円)	7,000	5,000	2,000	1,000
個人賠償責任補償		3億円			
型タイプ		S5	S6	S7	S8
天災補償なし 月払保険料(円)		4,680	3,340	1,530	830
型タイプ		S5T	S6T	S7T	S8T
天災補償あり 月払保険料(円)		5,040	3,580	1,630	880

上記プランに「**弁護のちから**」を追加したプラン

型タイプ		L5	L6	L7	L8
天災補償なし 月払保険料(円)	弁護士費用 通算200万円限度(自己負担割合10%)	5,390	4,050	2,240	1,540
	法律相談・書類作成費用 通算5万円限度(自己負担額1,000円)				
型タイプ		L5T	L6T	L7T	L8T
天災補償あり 月払保険料(円)	弁護士費用 通算200万円限度(自己負担割合10%)	5,750	4,290	2,340	1,590
	法律相談・書類作成費用 通算5万円限度(自己負担額1,000円)				

補償内容		保険金額			
本人のみ	死亡・後遺障害(万円)	3,000	2,000	1,500	1,000
	入院保険金日額(円)	20,000	15,000	10,000	7,500
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額(円)	15,000	10,000	7,000	5,000
個人賠償責任補償		3億円			
介護補償(年額)		400万円			
被害事故補償		5,000万円			
携行品損害補償(自己負担額:1事故につき3,000円)		50万円			
型タイプ		S9	S10	S11	S12
天災補償なし 月払保険料(円)		10,010	7,030	5,210	3,870
型タイプ		S9T	S10T	S11T	S12T
天災補償あり 月払保険料(円)		10,770	7,580	5,620	4,160

上記プランに「**弁護のちから**」を追加したプラン

型タイプ		L9	L10	L11	L12
天災補償なし 月払保険料(円)	弁護士費用 通算200万円限度(自己負担割合10%)	10,720	7,740	5,920	4,580
	法律相談・書類作成費用 通算5万円限度(自己負担額1,000円)				
型タイプ		L9T	L10T	L11T	L12T
天災補償あり 月払保険料(円)	弁護士費用 通算200万円限度(自己負担割合10%)	11,480	8,290	6,330	4,870
	法律相談・書類作成費用 通算5万円限度(自己負担額1,000円)				

※天災補償ありの型タイプには、天災危険補償特約がセットされています。

保険金額と保険料

(保険期間1年、職種級別A級、団体割引10%)

夫婦プラン

	補償内容	保険金額			
本人	死亡・後遺障害(万円)	3,000	2,406.8	2,000	1,500
	入院保険金日額(円)	20,000	10,000	15,000	10,000
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額(円)	15,000	5,000	10,000	7,000
配偶者	死亡・後遺障害(万円)	3,000	1,000	2,000	1,500
	入院保険金日額(円)	20,000	8,000	15,000	10,000
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額(円)	15,000	4,000	10,000	7,000
個人賠償責任補償		3億円			
型タイプ		W1	W2	W3	W4
天災補償なし 月払保険料(円)		18,150	7,800	12,390	8,880
型タイプ		W1T	W2T	W3T	W4T
天災補償あり 月払保険料(円)		19,570	8,550	13,380	9,590

	補償内容	保険金額		
本人	死亡・後遺障害(万円)	1,000	524.9	211.3
	入院保険金日額(円)	7,500	6,000	3,000
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額(円)	5,000	3,000	1,500
配偶者	死亡・後遺障害(万円)	1,000	400	200
	入院保険金日額(円)	7,500	3,000	1,500
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額(円)	5,000	1,500	750
個人賠償責任補償		3億円		
型タイプ		W5	W6	W7
天災補償なし 月払保険料(円)		6,290	3,150	1,600
型タイプ		W5T	W6T	W7T
天災補償あり 月払保険料(円)		6,770	3,380	1,710

	補償内容	保険金額			
本人	死亡・後遺障害(万円)	3,000	2,000	1,500	1,000
	入院保険金日額(円)	20,000	15,000	10,000	7,500
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額(円)	15,000	10,000	7,000	5,000
配偶者	死亡・後遺障害(万円)	3,000	2,000	1,500	1,000
	入院保険金日額(円)	20,000	15,000	10,000	7,500
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額(円)	15,000	10,000	7,000	5,000
個人賠償責任補償		3億円			
介護補償(年額)		400万円			
被害事故補償		5,000万円			
携行品損害補償(自己負担額:1事故につき3,000円)		50万円			
型タイプ		W8	W9	W10	W11
天災補償なし 月払保険料(円)		18,910	13,150	9,640	7,050
型タイプ		W8T	W9T	W10T	W11T
天災補償あり 月払保険料(円)		20,430	14,240	10,450	7,630

※介護保険金、被害事故補償保険金は本人・配偶者とも同額です。
 ※天災補償ありの型タイプには、天災危険補償特約がセットされています。

保険金額と保険料

(保険期間1年、職種級別A級、団体割引10%)

家族プラン

補償内容		保険金額			
本人	死亡・後遺障害(万円)	3,000	2,000	1,500	1,000
	入院保険金日額(円)	20,000	15,000	10,000	7,500
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額(円)	15,000	10,000	7,000	5,000
配偶者	死亡・後遺障害(万円)	3,000	2,000	1,500	1,000
	入院保険金日額(円)	20,000	15,000	10,000	7,500
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額(円)	15,000	10,000	7,000	5,000
その他親族	死亡・後遺障害(万円)	600	600	600	600
	入院保険金日額(円)	6,000	6,000	6,000	6,000
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額(円)	4,000	4,000	4,000	4,000
個人賠償責任補償		3億円			
型タイプ		F1	F2	F3	F4
天災補償なし 月払保険料(円)		21,920	16,160	12,650	10,060
型タイプ		F1T	F2T	F3T	F4T
天災補償あり 月払保険料(円)		23,630	17,440	13,650	10,830

補償内容		保険金額			
本人	死亡・後遺障害(万円)	647.7	361.3	238.6	100
	入院保険金日額(円)	7,500	4,500	3,000	1,500
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額(円)	5,000	3,000	2,000	1,000
配偶者	死亡・後遺障害(万円)	500	300	200	100
	入院保険金日額(円)	5,000	3,000	2,000	1,000
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額(円)	2,500	1,500	1,000	500
その他親族	死亡・後遺障害(万円)	500	300	200	95.3
	入院保険金日額(円)	4,000	2,500	1,500	750
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額(円)	2,000	1,200	800	400
個人賠償責任補償		3億円			
型タイプ		F5	F6	F7	F8
天災補償なし 月払保険料(円)		6,880	4,180	2,810	1,480
型タイプ		F5T	F6T	F7T	F8T
天災補償あり 月払保険料(円)		7,390	4,470	3,020	1,540

補償内容		保険金額			
本人	死亡・後遺障害(万円)	3,000	2,000	1,500	1,000
	入院保険金日額(円)	20,000	15,000	10,000	7,500
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額(円)	15,000	10,000	7,000	5,000
配偶者	死亡・後遺障害(万円)	3,000	2,000	1,500	1,000
	入院保険金日額(円)	20,000	15,000	10,000	7,500
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額(円)	15,000	10,000	7,000	5,000
その他親族	死亡・後遺障害(万円)	600	600	600	600
	入院保険金日額(円)	6,000	6,000	6,000	6,000
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額(円)	4,000	4,000	4,000	4,000
個人賠償責任補償		3億円			
介護補償(年額)		400万円			
被害事故補償		5,000万円			
携行品損害補償(自己負担額:1事故につき3,000円)		50万円			
型タイプ		F9	F10	F11	F12
天災補償なし 月払保険料(円)		23,260	17,500	13,990	11,400
型タイプ		F9T	F10T	F11T	F12T
天災補償あり 月払保険料(円)		25,150	18,960	15,170	12,350

※介護保険金、被害事故補償保険金は本人・配偶者・その他親族とも同額です。
 ※天災補償ありの型タイプには、天災危険補償特約がセットされています。

保険金額と保険料

大型補償プラン

(保険期間1年、職種級別A級、団体割引10%)

補償内容		保険金額		
本人のみ	死亡・後遺障害(万円)	20,000	10,000	5,000
	入院保険金日額(円)	20,000	15,000	30,000
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額(円)	14,000	10,000	12,000
個人賠償責任補償		3億円		
型タイプ		B1	B2	B3
天災補償なし 月払保険料(円)		28,190	15,440	11,580
型タイプ		B1T	B2T	B3T
天災補償あり 月払保険料(円)		31,710	17,260	12,690

※天災補償ありの型タイプには、天災危険補償特約がセットされています。

交通傷害プラン

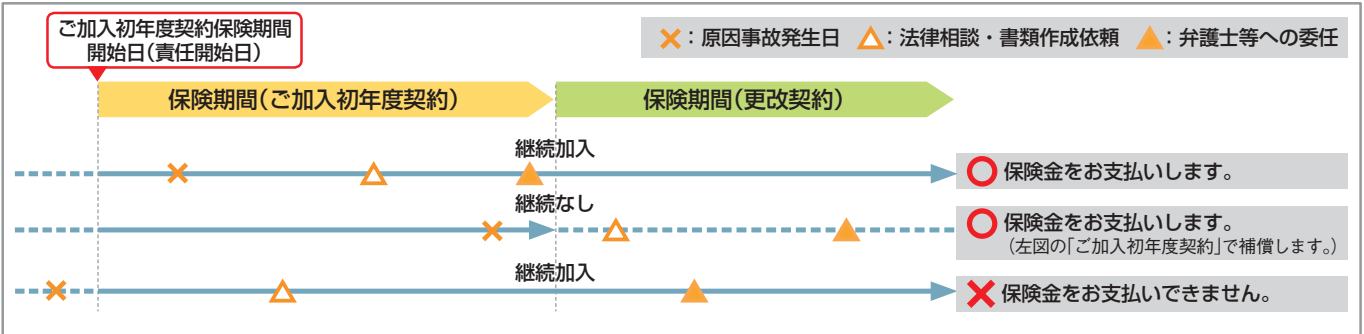
(保険期間1年、団体割引10%、交通傷害危険のみ補償特約セット)

補償内容		保険金額				
本人のみ	死亡・後遺障害(万円)	5,416.4	3,894.2	2,372	849.8	443.9
	入院保険金日額(円)	15,000	15,000	9,000	9,000	4,500
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍				
	通院保険金日額(円)	10,000	10,000	6,000	6,000	3,000
型タイプ		K1	K2	K3	K4	K5
月払保険料(円)		2,940	2,510	1,510	1,080	550

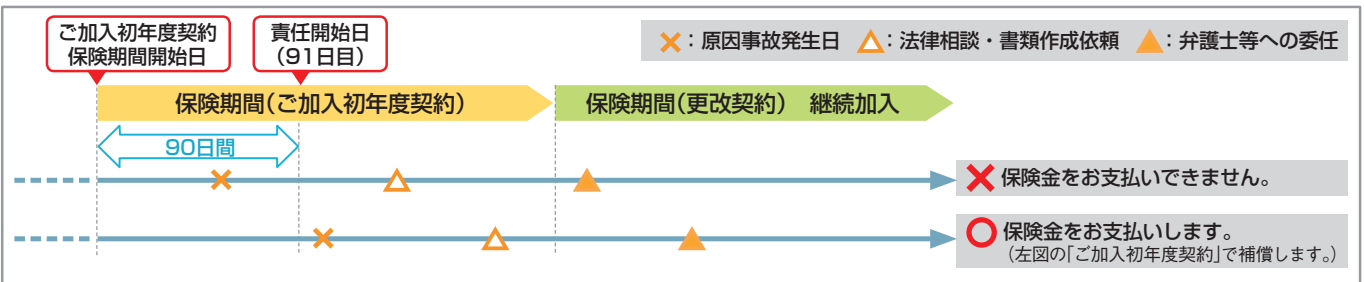
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注) 「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
 【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み: この商品は傷害総合保険普通保険約款に弁護士費用総合補償特約等の各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者: 公益社団法人宮崎県医師会
- 保険期間: 令和7年11月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日: 令和7年9月19日(金)まで
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者: 公益社団法人 宮崎県医師会の会員
- 被保険者: 公益社団法人 宮崎県医師会の会員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。
 【家族プラン】被保険者本人の配偶者やその他の親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。
 ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 【夫婦プラン】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。
 ※被保険者本人との続柄はケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 【個人プラン、大型補償プラン、交通傷害プラン】被保険者本人のみが保険の対象となります。ただし、弁護士費用補償をセットされる場合は未成年者を除きます。
- お支払方法: 令和7年10月から宮崎県医師会届出口座より毎月引去りとなります。(12回払)
- お手続き方法: 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の宮崎県医師協同組合までご連絡ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「変更依頼書」をご提出ください。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「変更依頼書」をご提出ください。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は宮崎県医師協同組合までお問い合わせください。
 (注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途加入: 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌々月1日から令和8年11月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始月の前月から毎月引き去ります。
- 中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の宮崎県医師協同組合までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【個人プラン、夫婦プラン、家族プラン、大型補償プラン】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いたします。(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いたします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いたします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心臓喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いたします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	
	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いたします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)	
	手術保険金 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いたします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いたします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。	
	通院保険金 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いたします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いたしません。 通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いたしません。	

<次ページへ続きます。>

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】 (続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">物の損害の補償</p> <p>携行品 損害 (国内外 補償) (注)</p>	<p>偶然な事故により携行品^(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。</p> <p>(注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2)次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■動物、植物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 <p style="text-align: right;">など</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ^(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】(続き)

【交通傷害プラン】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ②交通乗用具に搭乗中(※)の事故
- ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災 など

(※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	<p>死亡保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額 </div>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p> <p>⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故</p> <p>⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故</p> <p>⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故</p> <p>⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故</p> <p style="text-align: right;">など</p>
	<p>後遺障害保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%) </div>	
	<p>入院保険金</p> <p>事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度) </div>	
	<p>手術保険金</p> <p>事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。</p> <p>なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額 × 10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額 × 5(倍) </div> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	
	<p>通院保険金</p> <p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) </div> <p>(注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(※)ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p> <p>(注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	

弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）（オプション）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合						
<p>弁護士費用（注）</p> <p>法律相談・書類作成費用保険金 + 弁護士費用保険金</p>	<p>被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下①から⑤までのいずれかに該当するトラブル（※1）について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下①・②・⑤のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、①・③のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。</p> <p>①被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗取（※2）にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。</p> <p>②借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉（賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。）に関するトラブルを含みません。</p> <p>③離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 （注1）原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 （注2）保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>④遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分の侵害額請求（※3）における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 （注）保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>⑤人格権侵害に関するトラブル 不当な身体拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 （注）警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。</p>	<p>【全トラブルに共通の事由】</p> <p>① 故意、重大な過失または契約違反 ② 自殺行為（※）、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは危険ドラッグ等の使用 ④ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥ 国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦ 財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧ 被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨ 主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩ 債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪ 保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。</p> <p>など （※）この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="260 1055 416 1081">保険金種類</th> <th data-bbox="424 1055 1121 1081">お支払いする保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="260 1081 416 1238"> 弁護士費用保険金 </td> <td data-bbox="424 1081 1121 1238"> 弁護士等への委任（※4）によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金の額を限度とします。 $\text{弁護士費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%)$ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 1238 416 1417"> 法律相談・書類作成費用保険金 </td> <td data-bbox="424 1238 1121 1417"> 弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用（※4）の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談・書類作成費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額} 1,000\text{円}$ </td> </tr> </tbody> </table>	保険金種類	お支払いする保険金の額	弁護士費用保険金	弁護士等への委任（※4）によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金の額を限度とします。 $\text{弁護士費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%)$	法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用（※4）の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談・書類作成費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額} 1,000\text{円}$	<p>【各トラブル固有の事由】</p> <p>左記 ① に該当する場合 ⑫ 自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑬ 医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑭ あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑮ 薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑯ 身体の美容または整形</p>
保険金種類	お支払いする保険金の額							
弁護士費用保険金	弁護士等への委任（※4）によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金の額を限度とします。 $\text{弁護士費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%)$							
法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用（※4）の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談・書類作成費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額} 1,000\text{円}$							
	<p>（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。</p> <p>① 被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ② 保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額</p> <p>（※1）日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 （※2）詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。 （※3）遺留分侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 （※4）同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。</p>	<p>左記 ①・②・⑤ に該当する場合 ⑰ 被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由</p> <p>左記 ①・⑤ に該当する場合 ⑱ 環境汚染 ⑲ 環境ホルモン、石綿またはこれと同一種の有害な特性に起因する事由 ⑳ 騒音、振動、悪臭、日照不足等 ㉑ 電磁波障害</p> <p>左記 ③ に該当する場合 ㉒ 被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル</p> <p>など</p>						

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

弁護士費用（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象）

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義												
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">トラブルの種類</th> <th style="width: 70%;">原因事故の発生の時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害事故に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td> </tr> <tr> <td>2. 借地または借家に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)</td> </tr> <tr> <td>3. 離婚調停に関するトラブル</td> <td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td> </tr> <tr> <td>4. 遺産分割調停に関するトラブル</td> <td>被保険者の被相続人が死亡した時</td> </tr> <tr> <td>5. 人格権侵害に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td> </tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
	トラブルの種類	原因事故の発生の時											
	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時											
	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)											
	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時											
4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時												
5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時												
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。												
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。												
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。												
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。												
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。												
弁護士等	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。												
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。												
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。												
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。												
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kan.html)												
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。												
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。												
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。)、移動用小型車、遠隔操作型小型車(搭乗装置のあるものにかぎります。)、自転車、身体障がい者用の車(身体障がい者用車いすを含みます。)、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。												
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性のパートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナーの関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。												
親族	6親等以内の血族、配偶者または3親等以内の姻族をいいます。												

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者ご本人の職業または職務（個人プラン、夫婦プラン、家族プラン、大型補償プランの場合）
- ★他の保険契約等^(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- 弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 【個人プラン、夫婦プラン、家族プラン、大型補償プランの場合】
- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 個人プラン、夫婦プラン、家族プラン、大型補償プランでは、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【共通】

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分）に解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ＜重大事由による解除等＞
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ＜他の身体障害または疾病の影響＞
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まり、
- *中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌々月1日に保険責任が始まります。
- [弁護士費用総合補償特約]
- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況報告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【個人プラン、夫婦プラン、家族プラン、大型補償プランにご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

【家族プラン・夫婦プランにご加入になる方のみご確認ください】

- 被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 取扱代理店 宮崎県医師協同組合
〒880-0023 宮崎市和知川原1-101

TEL 0985-23-9100 : FAX 0985-23-9179
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 宮崎支店 法人支社
〒880-0805 宮崎市橘通東5-3-10

TEL 050-3798-1930 : FAX 0985-26-6112
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間: 24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

